

公益社団法人日本小児科医会会員規程

第1章 会 員

(入会基準)

第1条 定款第6条第1項に規定する会員の種類は次のとおりとする。

1 正会員

- (1) 診療所又は病院の管理者たる医師及びこれに準ずる者（「A会員」とする）
- (2) 診療所、病院その他に勤務する医師及びこれに準ずる者（「B会員」とする）

2 賛助会員

- (1) 医師免許を有しない個人会員
- (2) 団体会員

第2条 定款第8条第1項の規定により、社員総会が別に定める正会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) A会員 年額20,000円

(4月1日時点で80歳以上の会員から減免申請があれば当該年度より8,000円にできる)

- (2) B会員 年額 8,000円

2 定款第8条第2項の規定により、社員総会が別に定める賛助会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人賛助会員 年額 5,000円

- (2) 団体賛助会員 年額30,000円

3 前2項に規定する会費は、毎事業年度の末日までに納入しなければならない。

(会費の免除)

第3条 定款第8条第4項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者の会費の納入は、理事会の決議により免除することができる。各項の基準は別に定める。

- (1) 名誉会長

- (2) 顧問

- (3) 前2号に準ずる者

(会員の除名等)

第4条 会長は定款第11条の規定に基づき、会員を除名するための社員総会を招集しようとするときは、別に定める裁定委員会に諮問し、除名相当の裁定を受けなくてはならない。

2 会長は前項の規定により裁定委員会を招集しようとするときは、除名しようとする会員に対し、裁定委員会の開催の日時、場所、議事が当該会員の除名の裁定に関するものであること及び除名の理由を記載した書面をもって、少なくとも開催の7日前までに通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた会員は、裁定委員会に出席し、又は文書を提出して弁明することができる。

4 裁定委員会が裁定を行ったときは、会長はただちにその結果に理由を付して当該会員に通知しなくてはならない

5 会長は、第1項の社員総会を開催しようとするときは、除名しようとする会員の氏名、

除名理由、裁定委員会の裁定結果を社員総会に提出しなくてはならない

- 6 会長は会員が定款第11条各号に掲げる行為に準ずる行為を行ったときは、裁定委員会の裁定を受けて、当該会員に対し、戒告又は会員資格の一時停止を行うことができる
- 7 前項の規定の適用については、第2項から第4項までの規定を準用し、「除名」とあるのは「戒告又は会員資格の一時停止」と読み替えるものとする
- 8 会長は第6項の処分をしたときは、社員総会に報告しなければならない
- 9 社員総会が会員の除名等に関する議事を取りおこなう場合であって、当該議事の対象となる会員が社員総会の議長であるときは、副議長が議長を代行するものとする
(会員の権利の停止)

第5条 会長は、会員が第2条の規定による会費を納入しないときは期限を定めて督促を行うことができる。

- 2 前項の督促を行ったにもかかわらず滞納している入会金又は会費を納入しないときは、完納されるまでの間、会長は理事会の決議に基づき、会員としての権利を停止することができる。
(規程の改定)

第6条

この細則は、社員総会において出席した社員の議決権の2分の1以上の議決を経て改定することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 変更したこの細則は、公益認定を受けた日から施行する。
- 2 この規程（一部改正）は、平成27年4月1日から施行する。